

会議録

平成28年第2回更別村議会臨時会

第1日（平成28年7月28日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 議案第63号 更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例制定の件
- 第 7 議案第64号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	吉本正美	保健福祉課長	安部昭彦

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	末田晃啓	書記	酒井智寛
書記	小野山果菜		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回更別村議会臨時会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 本日ここに平成28年第2回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、今回発生しました職員による公金の着服につきまして、村政の信頼を著しく失墜する重大で危機的な状況を招いたことを重く受けとめておりますとともに、多大なご迷惑をおかけした村民の皆様にご心より深くおわび申し上げます。

事件の概要、原因の究明、再発の防止対策等について、本臨時会でご報告、ご審議をお願い申し上げますとともに、村政への信頼回復のため村長としての自覚と責任を持ち、また職員一丸となって全力を挙げて村政に取り組む決意を新たにします。

重ねて、本村においてこのような重大な前代未聞の不祥事を発生しましたことに村民の皆様にご改めて深くおわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

私もしっかりと原因究明のもと、過ちや不備についてはきちんと謝罪をし、襟を正して今後かかる事態を絶対に引き起こさないとの不退転の決意のもと、業務の見直しや機構改革等を着実に遂行していかなければならないと考えております。一度失った信頼を回復するためには、並大抵の努力では済まないと考えております。改めて役場は村民のためにあるとの自覚のもと、誠心誠意村長としてのリーダーシップを発揮して村民の皆様への村政への負託にこたえていく所存であります。地方創生元年、山積する課題解決にはいささかの停滞も許されません。村民に信頼される村政の回復実現を目指し、一步一步確実に前進してまいりたい決意であります。議員各位の皆様方のご指導とご鞭撻を切に切にお願いするものであります。

本臨時会におきましては、所要の報告案件1件、条例制定案件1件、平成28年度更別村一般会計補正予算案1件の合計3件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、高木さん、4番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本臨時会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに平成28年第2回更別村議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ7月28日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期につきましては提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日と決定をさせていただきました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承を願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議長 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足の説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、第2回更別村議会臨時会に係る一般行政報告を行わせていただきたいと思います。これについては、文書で提出しておりますけれども、文書に沿って、あと口頭で補足説明等、順次説明をさせていただきたいと思います。

この一般行政報告は、先ほど申し上げました職員の公金着服事件にかかわりましての報告であります。全員協議会でも途中経過等をご説明させていただいておりますけれども、何よりも議会の皆様、そして村民の皆様に概要、そしていろんな対策等についてきちんと説明する責任があると思いますので、今回しっかりと報告をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

それでは、一般行政報告の1ページをごらんください。1、職員の公金着服について、①、事件の概要であります。利用者から現金で納入された福祉の里総合センター健康増進室使用料、介護予防教室（貯筋塾）給食費、マシーントレーニング講座利用料の一部を着服していたことが発覚をしました。

②、経過ですが、平成28年6月30日に平成27年度決算資料作成のため福祉の里総合センター利用者数を集計していた際、利用者数と調定額に差異があり、当該職員に確認したところ、調定及び収納処理をしていないことを認めたため、確認作業を行い、翌日7月1日に課長に報告しました。同日、副村長、総務課長及び財政契約係に報告、未納となっている収入金を本人から徴収し、平成28年度会計に収納処理を行いました。当該職員は、事務処理のおくれがあり、上司から注意されていることもあり、7月4日に他の現金を扱った事務について調査したところ、貯筋塾利用者の給食代についても未調定、未収納金があり、平成28年度分も調査したところ、貯筋塾利用者の給食代とマシーントレーニング講座利用料にも一部未調定、未収金が発覚し、本人に確認したところ着服を認めたので、村長及び副村長への報告がありました。当該職員は、平成26年から現金を扱っており、平成26年度についても調査を命じ、その結果平成26年度については未調定、未収納金は発見されませんでした。また、担当課の調査以外に立ち位置の違う部署が調査する必要があると判断し、総務課職員に調査を命じました。これについては、発生から該当課において調査を命じたわけでございますけれども、他の外部からの課の再調査ということで、徹底的に子細について調査をするように総務課のほうに私のほうから命じたものでございます。

説明資料として皆様方にお配りしています、そちらが総務課の調査結果でございます。そちらのほうの説明をさせていただきたいと思いますので、お開きください。

説明資料、公金の不適正処理に係る調査報告書。

このたび発覚した公金の不適正処理は、その取り扱いが着服の疑念を持たれる事務処理であるため、担当課が調査中であるが、立ち位置の違う部署が調査を行う必要があり、下記のとおり調査をいたしましたので、その結果を報告します。

1、調査日時ですけれども、平成28年7月12日から平成28年7月14日、3日間にわたっ

て調査職員、総務課職員、課長ほか2名で調査を行いました。

3番、調査対象事務ですけれども、施設使用料等のうち券売機売り上げ現金及び利用者からの現金を預かった後、会計管理者口座に入金する次の事務について調査をしました。

①、健康増進室機器使用料、温泉入浴料（回数券及びタオル代を含みます）、③、共通回数券、5つの施設の利用が可能であります、④、いきいき健康クラブ参加料、⑤介護予防教室（利用料及び給食代であります）、⑥、マシーントレーニング講座利用料。

調査対象年度であります、平成26年度、平成27年度及び28年度6月分まででございます。

調査の内容ですが、細かいけれども、お読みします。3番、調査対象事務、①から④につきましては、老人保健福祉センターに設置している券売機から打ち出した集計表、以下レシートといいます、をもとに照合。券売機のレシートに記録されているものとしては、温泉入浴券、そこに書いてあります大人400円、中学生200円、小学生100円、65歳以上券100円であります。続いて、温泉回数券、大人4,000円、中学生2,000円、小学生1,000円、65歳以上1,000円。消耗品200円、タオルというふうになっております。

2ページ目をごらんください。続いて、共通回数券1,000円ですけれども、5施設が利用可能であります。健康増進機器、これは100円であります。いきいき健康クラブ100円であります、の販売枚数と金額が表示されております。

レシートは、原則毎週月曜日（休館日）に券売機から現金（つり銭を含みます）回収し、現金回収時に打ち出し、記録された金額と一致していることを確認し、それぞれの担当者に渡され、調定及び入金処理をすることになっております。このレシートは、回収時の現金残高を証明するかなめとなる書類でありますので、このレシートに記載されている枚数、金額と各種事務事業の調定一覧、WEB TAWN、これは事務処理等のソフトでありますけれども、から出力と照合しました。介護予防教室利用料1回200円と給食代1食510円は、貯筋塾実施記録及び給食日誌等により照合いたしました。

調査の結果、未調定額及び未入金額は7万8,410円で内訳は次のとおりであります。健康増進室使用料、平成27年度分398枚、3万9,800円の未調定及び未入金が判明しました。介護予防教室給食代、平成27年度分、7日、53食分、2万7,030円の未調定及び未入金が判明しました。平成28年度分、2日、18食、9,810円の未調定及び未入金が判明しました。マシーントレーニング講座利用料、平成28年度分、8日、24人、2,400円の未調定及び未入金判明しました。

以上報告というふうになっております。

詳細にわたってはここに書いてありますが、全てのデータを全ての利用者と、それと券ですね、全て3日間にわたり詳細に点検、そして確認をしております。その中で結果としてこのような報告に至ったわけでございます。

続きまして、もとの一般行政報告のほうに戻っていただきたいと思います。2ページ目、したがって③の公金の内訳及び処分状況のところの公金の内訳ですけれども、①、平成27

年度分健康増進室使用料、100円／券、398件、3万9,800円、②、平成27年度分介護予防教室給食代、510円／食、開催日数7日、53食、2万7,030円、③、平成28年度分介護予防教室給食代、510円／食、開催日数2日、18食、9,180円、④、平成28年度分マシーントレーニング講座利用料、1人100円ですけれども、開催日数8日、24人、2,400円、合計7万8,410円の公金の着服ということが確定をしております。

続いて、処分状況ですけれども、処分発令日、平成28年7月21日、根拠法令、地方公務員法第29条第1項第2であります。これにつきましては、地方公務員法第29条、職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。2、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合に該当すると判断しました。処分の種類、程度、懲戒免職であります。これにつきましても、更別村の職員の懲戒処分等に関する基準、平成24年7月20日訓令第25の基準に従いまして、懲戒免職ということで判断をさせていただきました。

④、発生の原因、問題点、当該職員には生活費に困窮していた事実がうかがえますが、相談する人がいないなど、つい手をつけてしまったと思われれます。そもそも担当者に任せきりであり、第三者によるチェックがなされていなかったこと、管理体制が不十分であったことが原因であります。利用者から納付された現金につきまして、参加者名簿による納付管理を行い、担当者には現金と名簿を渡すことで済ませ、領収書の発行及び領収控えがないことなど、その後のチェックができづらい体制、チェック体制が曖昧だということですね、があったこと、券売機からのレシートと現金のチェックのみであり、回収した利用券につきましても当該職員が保管し、他の職員がチェックを行っていなかったことが問題であるということでもあります。

また、先ほどの総務課の調査結果の中で公金不正処理の原因として想定される所見として、以下のようなことが文書にしておりますけれども、報告をされています。本人に対しては、公金を扱っている認識が薄いではなかったか。着服、横領を疑われるというふうな注意喚起等、あと現金を入金せず自宅に持ち帰っていた。2として、本件の事務処理を本当によく理解していなかったのではないか。3番目としては、いろいろな生活費等の部分でそういうところに手をつけてしまった要因があったのではないか。課、係の対応としては、引き継ぎがきちんとなされていなければならないのではないか。数年前からレシートと現金の照合をいつの間にか簡略化している事実があるということ。注意しているにもかかわらず、その後の調定や入金に目配りがなされなかった、チェック機能が機能しなかったのではないのか。4番目としては、介護予防教室利用料、給食費、マシーントレーニング講座利用料、現金を直接利用者から徴収している実態にあるわけです。その部分については領収書、預かり帳、これをきっちり設置しなければいけなかったのではないかとということで所見が述べられています。そのことも含めて、原因、要因の部分にあるというふうと考えております。

次、3ページをごらんください。再発防止策であります。券売機収入につきましては、

回収の都度、台帳の作成の上、打ち出したレシートと現金との照合を行い、台帳には確認した旨の表示を行うとともに、文書により報告することといたします。貯筋塾給食代につきましては領収書を発行し、領収控えを作成し、参加者名簿と現金を照合するとともに、現在行っている参加者報告文書に領収控えを添付し、保管することとしたい。健康増進室3カ月券及び半年券につきましては、今まで領収書を発行しておりましたが、健康増進室利用申込書に決裁を行っていなかったため、申込書に領収書番号を記載するとともに、収入調定を起票し、同時決裁を基本とします。各種検診料、講座利用料につきましては、名簿のチェックのみで行っていただけましたので、入金管理に領収書を発行し、名簿との照合を行い、領収控え、名簿とあわせ現金を確認、調定、納入控えとともに相互にチェックすることとしたいというふうに思います。これらの現金は速やかに入金すること、チェックは複数の職員により行うことを原則とし、所属長は定期的に財務会計システムを閲覧し、調定及び収納処理に遅延がないことなどを確認することとします。これは、いずれも当たり前になされていなければならない業務であります。したがって、今回を契機に再発防止策というふうに具体的な部分で書いてありますけれども、今まで決められたこと、マニュアル化されていたこと、そしてチェック体制、現金を扱うときには複数で扱う、その部分をしっかりと、当たり前のことは当たり前にするように改善をしていきたいというふうに思います。

そのほか、口頭ではございますけれども、チェック体制の再確認、あるいは現金管理、あるいは事務処理諸帳簿の処理の適正化、それとマニュアルによる厳正で厳格な処理、それと業務の見直しですね、いろんな部分の1係1業務体制になっておりますけれども、その部分、そして組織の見直しということでもあります。これは、確かに個人としての不適切な公金着服ということでもありますけれども、組織的にやはりきちんと正さなければいけないところをやっつけていかなければならないと考えておりますので、再発防止策に今後努めていきたいというふうに考えております。

本日までの緊急対応策ですけれども、事案発生後直ちに緊急課長会議を招集し、調査と同時に各課における公金処理に関する再点検を指示しました。全職員を招集し、公務員として、あるいは役場職員として自覚のある業務の推進を訓示いたしました。調査終了後には内部審査委員会の開催を指示、諮問を受け、処分を決定しました。ホームページに記載、そして報道発表を行いました。この報道発表につきましては、先ほどお話ししました更別村懲戒等に関する処分の基準の部分でありまして、公表の部分について、これは公表に該当するということでありまして、第12条のところ、公表は、懲戒処分等を行った後、速やかに行うものとし、その方法は、報道機関への資料提供により行うというふうにありますので、報道機関についてしっかりと説明を行ったところであります。定例課長会議、再度の緊急課長会議を招集し、事実の概要、対応策の周知徹底、指示を行いました。村議会の皆様には、発生後速やかに概要、経過について、議長、副議長に報告をいたしました。その後、経過の状況、進捗状況によりまして全員協議会におきましても同内容調査の進捗状況

についての説明を行ったところであります。これらは、そういう事案が発生したことにつきまして、調査もあります。しっかりと厳正に調査することも大事でありますけれども、速やかに再点検、あるいはそういう公務員としての自覚、あるいは我々も含めてきちんと再度心構え、あるいは調査についてする必要があるということから、緊急対応策としてこのような措置をしております。

4 ページであります。おわびと決意でございます。招集の挨拶でも申し上げましたけれども、今回発生しました職員による公金の着服につきまして、村政の信頼を著しく失墜する重大で危機的な状況を招いたことにつきまして本当に重く受けとめております。本当に多大なご迷惑をおかけしました村民の皆さんに深くおわびをするところであります。

原因の究明、再発の防止対策等についてご報告申し上げますとともに、村政への信頼回復のため村長として自覚と責任を持ち、また職員一丸となって全力を挙げて村政回復に向けて信頼回復に向けて取り組む決意を新たにしております。

重ねて本当に深くおわびを申し上げたいと思います。私も不備、過ちについてはきちんと謝罪をすることが大事だと考えておりますし、職員含めて襟を正して、今後かかる事態を絶対に引き起こさないという不退転の決意を持って各業務の見直し、事務、公金等の適切な処理及び人事配置及び機構改革を着実に遂行していかなければならないというふうに考えております。

一度失った信頼を回復するためには、本当に大きな努力をしなければいけませんし、そのために全力を傾ける次第であります。解決しなければならない課題が山積しております。本当に今停滞は許されることができません。村民の皆様信頼される村政の回復、実現を目指して、きょうはその第一歩となるようにしっかりとこれから確実に前進してまいる決意であります。

以上、私からの一般行政報告といたします。よろしく願いいたします。

○議 長 これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今村長から報告がございましたように、本案件についての職員の公金、いわゆる着服という名称にとどまって、横領という部分が出てきていないという部分がございます。目的がある程度この説明ではっきりしている中では、ただ表現の文字にこだわるということではなくて、やはり着服、横領という形が適正ではないかというふうに判断できる部分もあるのではないかと思いますけれども、あえて着服とした理由がどこにあるのか、ちょっと説明していただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 着服と横領の違いですけれども、これについては法律的な部分とか非常に概念が重複するところもありますし、非常に難しいところなのです。そこで、いろいろと職員懲戒の基準の部分とか調べました。その中で着服、横領ということも書いてあります

けれども、その辺の部分で今回道の人事委員会とか、あるいは町村会のところで事例を今回の処分等も含めましていろいろと過去数年間にわたって調べさせていただきました。その部分で着服が文言としてふさわしいのか横領としての行政上ふさわしいのかということでもありますけれども、喫緊の部分でも鉏路町とか平取町で内容の事例もほぼ我が村で起こったことと事例が類似している部分もありますけれども、これについてはいずれも事案につきましては着服という形で整理をされております。本村におきましても、着服という形でこのような事案について整理をして、着服という形で報告申し上げたということであり

ます。

以上でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 先ほど村長の説明であった当たり前のマニュアルが簡略化されていたというところなのですが、それはいつからどの部分のことを指すのか教えてください。

○議長 長 西山村長。

○村長 長 いつからという、はっきりしたことについては、大変申しわけありませんけれども、きっちり調査しているということではありませんけれども、その部分が簡略というのですか、照合されているべきものがされていなかったということも若干あったのではないかというふうな形で報告をされております。その部分で、何年何月からというふうな形は、全ての分野、健康増進室とか貯筋塾とかいろんな部分ありますけれども、そこまでの細かいところは調べておりませんが、マニュアルに従ってきちんとなされていなかった部分もあるのではないかとこのところが検出されたというところでもあります。

以上でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 簡略化されたというのは、どの部分ですか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 簡略化された部分としましては、先ほど説明ありましたレシートありますね。そのレシートのチェックと決裁というのが昔行われておりましたけれども、今現在行われていないという状況にあります。その分が簡略化されたという表現になっております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 経過について検証したいと思いますけれども、全員協議会の中では平成27年7月に直属の上司から注意を受けたと。そういう経過がある中で年度会計の3月までにどのような対応と事務処理というものがなされていたのか。せめて3月までにできれば年度内決算の処理はできたのかと非常に残念でならないのですが、あわせてその職員の勤務状況と人事評価についてお尋ねしたいと思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 まず、1点目の7月に健康増進室の利用券の半年券と3カ月券の調定おくれ、事務の遅滞が見つけたということで、私のほうで注意いたしました。その部分については、私のほうでも常にチェックをして、おくれた場合はどうしてなのかという形で何回か注意をしております。それで、日額券については私のほうでもチェックがしっかりできなかったということは今回の不祥事の件であり、非常に申しわけなく思っておりますし、私の不徳のいたすところであると思えます。

それと、職員の勤務状況ですけれども、歳入事案ばかりではなくて、歳出事案、事務のおくれ、間違い等はかなり多かったほうと私のほうでは押さえております。そのたびにその部分について、私のほうも書類等のチェックができておりますので、その部分についての注意を常々行ってはきました。

人事評価なのですけれども、注意をされたときにはその分が直ってくるということであるのですけれども、通常の業務に関しまして、その事務の遅滞に関しましては、私の評価上では、人事評価なので直接言及はできないのですけれども、余り高くは評価しておりませんでした。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 せめて3月までにといいい思ひもあります。そうすれば28年度もこうやってならなかったと思ひますが、ここがすごく残念です。

公金の取り扱いについては、誰もがわかるように透明性を図る、これは我々やっている公務についてはごくごく常識的なことでありますが、問題は人間性といひますか、信頼があつて仕事がつり立つと私思ひしております。また、職場で仕事を覚えるほかに、そういう人間性だとか、そういうことも学ぶ場所でもあるといふふうには思ひしております。ですから、管理職たるそういう指導も含めて非常に重要と思ひますが、常日ごろそういうふうなおつき合ひも含めて、実は役場の中で交友会といふ組織があると思ひます。その中で厚生事業といひますか、大きな事業を職員ともども行われていひ思ひますけれども、その辺の参加状況といひのがもしわかつたら教へていただきたいと思ひます。

○議長 長 森副村長。

○副村長 ただいまの交友会の参加状況でございますけれども、交友会の参加状況は大きく職員が参加するのは観桜会、お花見ですね、それから運動会、12月の忘年会、これが一番交友会の職員たちが参加する大きな行事となっております。

それで、会員については一応任意でございます。そのかわり会費を毎月支払うといふような内容になってございます。ここ最近でいひますと、10年ぐらひですけれども、会員数は110を若干超えていひるといふような状況が続いておひります。その中で今言ひました観桜会、それから運動会、忘年会の出席状況でございますけれども、ただ運動会については職員のほかに職員の家族も参加をいたひますので、これについてはその時々状況によつてかなり人数の変動といひのが見られます。特に観桜会、忘年会でございますけれども、観

桜会につきましては1泊の親睦会という形になってございますけれども、大体60から70%の参加率というような状況になってございます。それから、忘年会でございますけれども、これにつきましては大体90から九十二、三、ここ10年ほどそういう参加の状況になっております。

以上でございます。

○議 長 森副村長、当該職員が参加をしたかどうかを聞かれている。

○副 村 長 当該職員ですか。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 特に当該職員ということではなかったのですけれども、今せっかく議長のあれですから、わかりますか。

○議 長 僕はそういう言い方をしたのです。

○6番村瀬議員 いや、僕は全体としての職員の信頼関係を生むための要因として尋ねたところでございます。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 大変申しわけありません。当該職員については把握しておりませんので、申しわけございません。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 出席率が結構高いなと思って安心しました。実は、こういった親睦会から私は人間関係が成立して、まして信頼関係が生まれると。やっぱり孤立させることが業務を1人にさせることのチェック体制がおろそかになっていくのではないかとということもあります。そこで、今後についてなのですけれども、やっぱり役場は村民のためにあるということを前提に皆さん当然やっておられる。そのために人事配置並びに機構改革を着実に遂行すると書いてございますが、ここで今改めて職員の面談も含めた目標管理、これを高目にする、そして十分に話をしていくということが私は重要だと思っております。そして、なおかつその成果について努力されたものは人事評価に値するといったようなところまで踏み込むという考えはないでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今村瀬議員さんのご指摘ですけれども、人事配置等いろいろ先ほどご提案申し上げましたけれども、目標管理等含めて、今現在人事評価とかいろんな面談を行っておりますけれども、その質の改善と、その部分しっかりと評価とかいうことをしていかなければならない、高める必要があるなというふうなことを思います。私も議員と同感でありますけれども、やはりこの事案に至っては同僚と相談したり、あるいは先輩、上司とか、そういう人間関係をつくっていくことが非常に重要であるというふうに思いますし、その部分では先ほど親睦会の交流会のお話もありましたけれども、そういうことを全部含めた上できちんとしていかなければいけないというふうに痛感しております。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 さっきの太田議員と私との説明にもう一回戻る部分あるのですけれども、今マニュアル化といいますか、収納等の職務権限も含んでの話なのでしょうけれども、それが遂行できていなかったと、十分機能していなかったというご説明をいただいたのですけれども、まず券売機からレシートへの現金のチェックのみだという説明、何年前かは別にしても、まずどのぐらい前からそれが通常化されているのか。今その改善対策として、なおかつさらに村長がマニュアル化してきちっとしますという。マニュアル化されているにもかかわらず、できていないにもかかわらず、またマニュアル化を厳正にするという、その説明の中でちょっと理解できない部分がありますので、その点のご説明をお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 1点、そのマニュアル化の部分についてちょっと言葉足らずで申しわけありませんでした。現在ある課とかいろんな部分でそういうものが整備されているところがあります。今総務課のほうで全体を通じた部分を検討しておりますけれども、要はそのことをしっかりやるということです。今まで決められていたそういうような券売機やレシート、あるいは現金との突き合わせについては決められているわけですから、そのことをしっかり、当たり前前を当たり前前にするということだけです。マニュアルをマニュアルどおりやるということでございます。大変申しわけありませんでした。

年度については詳しくはわからないのですけれども、数年前ということでは捉えております。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 なぜこれを確認したかといいますと、確かに人事異動を頻繁に行われてという部分ありますので、多分事務引き継ぎも含めてという形で、決してこの当該職員だけがそのような処理をしてきたという、当然思えないという部分ありますので、その中でおかつ限定的にこの当該職員の配置されたときからの調査にしたのかという部分が私としては確認しなかった部分があったものですから、何年前からこのような形の確認、チェック体制がとれないできたのかという、その点を重んじたいということで質問させていただいたわけなのですけれども、それは回答としてその当該職員の部分で十分だというご回答がいただければそれはそれで構わないというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 大変言葉足らずで申しわけありません。該当の職員が26年度から扱っておりますので、その26年度について調査をして、その部分はしっかりと把握をしましたので、その部分でご報告を申し上げたということでもあります。

以上であります。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ちょっと確認だけさせてください。ということは、村長の捉え方としてはその前の前任者もいたはずなので、その部分については調査する必要はないというお答えということによろしいですね。

○議 長 西山村長。

○村 長 必要はないということはありませんけれども、そういうふうを考えております。当該の事件にかかわっての部分について調査をしたということでもあります。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 今回の案件につきましては、1人の職員が緩慢で本当にだらしのない職員だったということで、村の職員としての自覚が全然なっていないなかったということがあろうと思うのです。また、ちょうど村長説明の中で私生活においてもそういう状況であったということですので、やはり職員の自覚を高めるという意味では、これから職員の教育とか、あるいは研修ですね、まだまだ強めていかなければいけないなというふうに思うのですけれども、その辺についてはどのように考えていますか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 ただいまのご質問でございますけれども、職員の資質の向上というのが第一かなというふうに思っております。今回もやはり公金というものの取り扱いが煩雑であったということで、そういう公務員倫理等もかなり倫理観が低下していたということが事実でございます。今後の職員研修については、公金等に特に特化するわけではありませんけれども、そういう公務員倫理、それから職員は村の奉仕者だという、そういう心構えなどを重点的に研修等に取り入れていきたいということも思っております。また、今回職員全員に訓示等を村長は行いましたけれども、全員でやるのも確かに重要でありますけれども、やはり各職場の中でそれぞれに当然所管課長が筆頭となって日々のそういう業務に当たっての心構え等を行っていかなければならないということで、これについても準備を取り進めさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 再発防止策で現金は速やかに入金し、チェックは複数の職員で行い、所属長は定期的に財務会計システムを閲覧し、調定及び収納処理に遅延がないことなどを確認するとあるのですが、このチェックは複数というところは課長ないし係長ということにはならないのですか。私が言いたいのは、大事な現金、犯罪を起こさせないためにも信頼が薄い、信頼が余りない職員に任せるということでなくて、信頼の厚い課長ないし係長がこのチェックをすべきであると思うし、所属長がもちろんシステム閲覧をするということも当然だと思うのですが、その前に役職のついていない職員に現金を取り扱わせるということに対して私は疑問があるのですが、この複数チェックというところを課長か係長ということにはならないのですか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 先ほどの一般行政報告の中で再発防止策についてお話をさせていただきました。今回は、券売機の履歴を見れば基本的にどのぐらいの、何人使って何人の収納が入るかということは明らかになるわけですが、結局本人が入金の調定書を回すと。そのときに当然上司はチェックしなければならない。係長だとか補佐だとか課長がチェックしなければならない。ただ、今回はそのチェックするための基本的な記録が添付されていない。要するに担当者から上に行くに従って、それはチェックする資料がなければチェックができない。ただ単純にお金を調定しましたよというだけになってしまうので、今回はその台帳も含めて資料とともに調定、それから入金等を行うというような体制で臨みたいということでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 そういったことであれば、当該者は注意を受けて信頼が薄い、その当該者本人の悪意のもと今回の着服があったというふうにも考えにくいところも出てくると思うのですが、そうになってしまうと犯罪者をつくったということにもなりかねないと僕は解釈できるのです。なので、その辺の注意を受けて信頼が薄い、当該者はチェック、レシートがなかったどうのこうのということに関して本人の人間性というか、悪意なく人として問題があってお金の入金し忘れたとか、そういった悪意がなくてもそういうことが起きてしまう。そして、今回そのような悪意がなくてもそういうことが起きてしまう人を懲戒にしたということになる責任というか、そこまで、今の答えだと行政としてはもちろん悪意がなくても今回のことは起きてしまうということは僕が今言われた中で解釈できるのですけれども、ではそういったシステムの中でやっっているながら、結局、ではその本人が悪意があった、なかったまでは僕はわからないのですけれども、例えば悪意がなかったとしても単純ミスということに着服ということになりかねないと思うのです。ということであれば、本人今回どうだったかわからないのですけれども、今回免職までいったということにもちょっと疑問が出てくるのですけれども、その辺私の話聞いてどう思ってお答えいただけますか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 結構長期間にわたって金額的には小さい金額の着服だということになっておりますけれども、太田議員さんが言われたように、最初は単純に、逆に言えば処理を怠っていたというものがあったというふうに思います。ただ、本人のそれは供述でありますけれども、本人いわくそれは家に持ち帰って生活費等に使いましたということに言われておりますので、そういう供述をいただいておりますので、これはそういう気持ちは最初はなかったかもしれないけれども、その後そういうお金だということを認識しながら使ったということでございますので、それについては私たちのほうは着服というような形をとらせていただきました。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 副村長から申しあげましたけれども、詳細の部分についてはこういうようなところで全部名前チェックとか未調定とかいろいろ全部調べたのですけれども、やはり一定期間から一定期間全部ということではない部分もありまして、その辺は慎重に見たのですけれども、飛び飛びに調定がされていなかったり、これは極めて意図的になされているというふうには私としては判断をいたしましたので、それを悪意と呼ぶのかどうかわかりませんが、単なる事務の煩雑さではなくて、これはやはり意図的にそういうふうになったのだらうというふうなことを私としては判断しましたし、本人からもそういうような話がありましたので、そういうふうには判断させていただきました。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今回のこの事件につきましては、起こってしまったものとは言ってはどうかかわかりませんが、今後本当にどうしていくのかという部分が一番重要であり、経過等については十分説明はいただきましたので、今後の再発防止策も含めて今回の保健福祉課の部分について細かく説明はいただいておりますが、さらに教育委員会も本庁のほうにおいても現金の扱いをする箇所もあります。さらに、業務を委託している部分もあります。指定管理している部分もあります。そういう部分では、さまざまな形で現金収入を扱っているわけですから、やっぱりその辺の部分のやり方と、今回の保健福祉課以外の調査の説明をもうちょっと詳しくお教えいただければありがたいなと思います。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 他の所管課でございます。今回は、この当該課の部分について説明をさせていただいているところでございますけれども、今言われたように教育委員会、それから住民生活課、いろんなところで多くの公金を取り扱われていますので、また取り扱いの仕方もさまざまでございます。例えば住民生活課では畜犬登録等は外に出て現金扱うということになります。それから、教育委員会でいえばプールなど違う担当者がいて、そこでまた集計したものを事務所でチェックするというさまざまな公金の取り扱い事情になってございますので、基本的なルールは定めて、当然公金の扱い方それぞれ違いますので、その中でまずマニュアルを作成していただくと。先ほどからもお話ありましたように、人事異動もございまして、口頭で引き継ぎしてもすぐ仕事ができるわけではございませんので、それをやっぱりマニュアル化したものを引き継ぐなどをして、適正な公金管理に努めていきたいということで、それについてはこの件が発覚したときに緊急課長会議等を開きまして、その旨全ての課、公金を扱うところにおいてチェックをして、それからマニュアル化もするようにというふうには指示を出しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 各公共施設の利用等については請求書と領収書ついた部分で発行というようなきっちりしたものがあつたりとか、いろいろそういう部分がありますので、それが業務委託や指定管理やそういう部分になってもきっちりとした突き合わせができる状況になっています。ただ、プールの使用料等についても、それも業務委託ですね、それは教育委員会ですか。そういう部分でも今後きっちりマニュアルをつくっていきますよということなのですが、その部分はある程度統一できるものは統一化した中のマニュアルというか業務体制というのか、そういうものをする事によって誰がどこに行っても同じような仕方をするのだよというような体制づくりというのか、そういう部分も必要になってくるでしょうし、そこまで職員としてきっちりともしてできないのであれば、業務委託、指定管理等の利用という、第三者にまず一回通して、それから役場のほうに公金を入れていくというような流れも含めて、もう少ししっかりと庁内で検討していただきたいなと思いますが、よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木さんのおっしゃるとおりでございまして、今それぞれ各課において窓口等々、徴収の仕方も異なっているところありますので、そこはそこできちんとした方法、マニュアルというか、当たり前にならなければならないことあるのですけれども、課長会議で指示しまして、総務課のほうで、今おっしゃっていただいたように全体として大まかなマニュアルを作成しております。その部分に大枠改めるものをしっかりと、研修も含めましてそうですけれども、そういうものを含めましてきちんと整備をするということになります。それと、ご指摘の点はそのとおりだというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 マニュアルの作成だとか、それから台帳の作成だとかというのは、私は以前OBとして言わせていただきたいのですけれども、それぞれマニュアルに沿ってやっていたというふうに私は理解しているわけなのです。今回の不祥事に関しては、やはりその人だとか、その体制だとか、部分的な部分が多分あったと思うのです。今回マスコミだとか住民の人方、みんなこの状態をわかっているのですけれども、では役場はそんなこと今までやってきたのかという部分が今までの答弁でそうやってとれてしまうのです。だから、当然マニュアルに沿ってやるのは当たり前だし、台帳つくるのも当たり前ですよ。こういう部署をなくしましょうというようなことで、改善策の中で言っているように例えば人事異動だとか人の配置もありますけれども、やはり人事異動は大事なのです。それから、機構改革、これもなかなか機構改革といたら難しいと思うのです。やっぱり常に危機管理というか、そういう自覚を持たせるということが大事だと思っているのです。ですから、今回のことに関しては、非常に私も残念だと思っているのですけれども、いま一度引き締めてやっていただきたいなと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員さんおっしゃるとおりであります。私も機構改革と人事異動ということを行いましたけれども、課とか係の業務ということで行革もありますけれども、1人が1つの係を持って、それになかなかかわり切れないというところもしっかり考えるというのですか、業務の見直し等もしっかりしていかなければいけませんし、特に金銭だけではなくて事務処理ですね、それぞれの事務処理の部分についてもしっかりとやる必要があるというふうに考えています。何よりもやっぱり危機管理ですね。本当に危機意識というのですか、をやっぱり持って、やはりそういうものを扱う部分においては日々きちんと厳格に緊張状態を持って扱うということについて本当に考えていかなければいけないのかなというようなことを考えております。そういった意味では、今ご指摘のあった点も含めましてしっかりと頑張っていきたいと思っておりますし、何よりも、高木議員さんもおっしゃいましたけれども、やはり起きてしまったのですけれども、大事なものはこれからいかにそういうことを起こさないかというようなことをきっちりと村民の皆様にも議員の皆様にも提示をしていかなければならないというふうに考えます。この部分は、職員にも訓示の中では言いましたけれども、仕事で返すしかありませんと。一度失われた信頼はそんな簡単には取り返せないと、仕事で返そうと。信頼回復元年であるというふうに位置づけて、私はみずからも先頭に立ちまして職員とともに信頼回復に励みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 補足みたいになってしまって大変申しわけないのですけれども、やはり人が仕事ですね、仕事は人なり、やはり人を育てる。組織ですから、どうしてもなじまない人間もいるのかなというふうに思います。そこで人事管理も必要になってくるということですので、やはり免職に至る前にいろんな手があるという一つの方法として先ほども言いましたけれども、ここで人事評価というのをきちっとやるべきも一つかと思うのですけれども、そういう考え方はございせんか。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員さんおっしゃるとおりです。人事評価はしっかりしなければいけないと思います。本当にこのように最終的な厳しい処分になりましたけれども、いろんな手だてはできればしなければいけないというふうに思いますし、その部分で人事評価は非常に大きな部分を占めてくるというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ございせんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わらせていただきます。

この際、11時15分まで休憩といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第63号

○議 長 日程第6、議案第63号 更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第63号 更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例制定の件でございます。

更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、公共施設使用料等公金着服により村民の皆様に対し多大な迷惑をかけたことに対する処分として、平成28年8月分の給与に限り、村長については給料月額20%以内、副村長については給料月額15%以内、教育委員会教育長については10%以内で減額支給をするため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、村長の給料月額については69万円を55万2,000円に、副村長の給料月額については59万6,000円を50万6,600円に、教育委員会教育長の給料月額については53万6,000円を48万2,400円とするものであります。

次のページをごらんください。次のページは、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例であります。

村長、副村長及び教育委員会教育長の給料月額は、平成28年8月分に限り、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和38年条例第6号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額に、村長については100分の80、副村長については100分の85、教育委員会教育長については100分の90をそれぞれ乗じて得た額とするものであります。

今回の職員の不祥事につきましては、村政の先頭に立つべき我々特別職が本当に責任をとらなければいけないというふうに考えます。職員の不祥事はトップの不祥事、責任でもあります。したがって、今回の処分につきましては、私、副村長、そして教育長、3名とも減給がふさわしいと判断をいたしました。昨年5月の臨時会において新教育長制度により特別職として教育長をお認めいただいておりますことから、今回この給料支給の特例に関する条例の制定をお願いするものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとします。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 今の説明で大体わかったのですが、特別職の考え方ですね。あつてはならないのかもしれないのですけれども、今後の教育長の考え方というか減給処分のあり方、これが一つの例題になるわけですから、今後もこのような形で行っていくということで理解してよろしいのでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 事案にもよりますけれども、今回は懲戒免職ということでありますし、非常に重たい事案であります。したがって、先頭に立つべき我々がしっかりとその部分の責任を負うということでもありますから、このような処分にさせていただきました。原則として、特別職についてはいろんな形で事案を検討していきたいと思っておりますけれども、今後事案の内容等についても検討を加える必要があると思っておりますけれども、基本この点についてはこのようにいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第63号 更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第7 議案第64号

○議 長 日程第7、議案第64号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第64号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件でございます。

平成28年度更別村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,484万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。説明書の6ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の部分で補正前の額5億5,971万4,000円から補正額22万7,000円を減額し、5億5,948万7,000円とするものであります。説明欄をごらんください。職員等人件費、給料、特別職、村長20%、副村長15%の減額ということで、22万7,000円を減額するものであります。

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費であります。補正前の額1億1,167万3,000円、補正額、これに5万3,000円を減額いたします。計1億1,162万円となるものであります。説明欄をごらんください。職員等人件費、給料、教育長10%ということでありますので、5万3,000円を減額するものであります。

続きまして、歳入に参ります。説明書の5ページをお開きください。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、補正前の額が8,473万1,000円、補正額28万円の減額であります。計8,445万1,000円ということであります。説明の部分ですけれども、財政調整のため基金を繰り入れするものであります。財政調整基金繰入金として28万円を減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 今一般補正予算のご提案がございましたけれども、現実的に前段の中の職員の処分もあつたりして、当然退職されているという形がありますので、職員関係のこの中の補正には入っていないということがございますけれども、その見解について説明いただきたいと思ひます。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 先ほどお認めいただきました特別職の支給特例条例に係る一般会計予算について今回提出させていただきました。同時提案というのが原則でございますので、以上でございます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今安村議員の質問では、今回職員を処分しました。職員が1名減になった部分の補正について、今回ではなく後ほど年度末ないしそういう部分についての補正になるのかどうかという部分を多分聞いていると思うのですが、今回もう処分決まっていますので、職員1名減になるという、職員の給与の補正については今回提案はないのでしょうか。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 失礼いたしました。

一般職の部分につきましては、8月に28年人事院勧告がございまして、前年と一昨年もございましたけれども、給料表の改定あるいは勤勉手当の支給割合の変更等が考えられますので、今後定例会で一括出す予定ではあります。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 先ほどの議案から今回の減給議案についてもそうですけれども、今回職員が1人欠けたわけですけれども、それに対して補充というか、そういった考えについてはいかがでしょうか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今回は、懲戒職員、正職員ということでございますけれども、今の時点で正職員の補充は不可能だというふうに考えてございますけれども、その職場の状況によっては全て補充というわけにはいかないと思いますけれども、臨時対応とか、その部分でできるものはやっていきたいかなというふうに思います。また、当然課内でのやりくり等もございまして、これから調整していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第64号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議をされた案件は全て終了いたしました。

これにて平成28年第2回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時30分閉会)